(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、⑷中堅中小企業向けエクスポージャー、⑸特定貸付債権、⑹株式等エクスポージャー（ＰＤ/ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑺購入債権（事業法人等向け）、⑻購入債権（リテール向け）、⑼適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑽居住用不動産向けエクスポージャー及び⑾その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。⑴から⑶までのポートフォリオ区分及び⑷から⑾までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c　購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

d　先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。

e　自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用したＰＤ推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「ＰＤ区分」に割り当てること（「ＰＤ区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。

f　イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。

g　ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつＣＣＦ（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

h　ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均ＣＣＦ（ＣＣＦ適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。

i　ニ欄には、ＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＥＡＤを記載すること。

j　ホ欄には、ＰＤの値をＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＥＡＤにより加重平均した値を記載すること。

k　ヘ欄には、ＲＷＡ計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、ＰＤ推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。

l　ト欄には、ＬＧＤの値をＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＥＡＤにより加重平均した値を記載すること。ＬＧＤは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＬＧＤとする。

m　チ欄には、連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをＣＣＦ適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のＥＡＤにより加重平均した値を記載すること。当該欄は、ＲＷＡ計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

n　b⑹のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に1250パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。

o　ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。

p　ル欄には、連結自己資本規制比率告示第百二十六条の規定により算出された期待損失額を記載すること。

q　ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。

r　「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

u　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

v　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

w　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。